

入 札 説 明 書

中部地方整備局富士砂防事務所の「平成２１年度 富士山潤井川事業効果検討業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公 告 日 平成２１年５月１３日

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方整備局富士砂防事務所長 三輪 賢志
静岡県富士宮市三園平１１００

３．業務の概要

（１）業 務 名 平成２１年度 富士山潤井川事業効果検討業務
（電子入札対象案件）

（２）業 務 内 容

本業務は、富士砂防管内の潤井川流域において実施中の砂防事業を対象として、既存資料及びシミュレーションにより想定氾濫区域を検討し、合わせて費用対効果分析を行って事業効果を検討するための資料を得るものである。

（３）業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりで、特記仕様書（案）は別添のとおりであります。

- ・ 想定氾濫区域の検討
- ・ 費用対効果分析

（４）履行期限 平成２２年３月１５日

（５）入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価入札方式で実施するものである。

競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

本手続きは、競争参加資格確認申請書等の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入

札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

・受付窓口：中部地方整備局富士砂防事務所 総務課

〒 418-0004 富士宮市三園平 1 1 0 0

TEL 0544-27-5221 FAX 0544-27-8759

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書 (CD-R) 2 部
- ・その他調査職員が必要と認めたもの 1 式

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の 1) に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2) に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書及び技術提案書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 21 年 5 月 13 日付中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成 21 年度 富士山潤井川事業効果検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

- ・同種業務：砂防事業に係る事業評価業務
- ・類似業務：その他（河川・地すべり・急傾斜・海岸等）に係る事業評価業務

（４）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士もしくは農学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

（５）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

- ・同種業務：砂防事業に係る事業評価業務
- ・類似業務：その他（河川・地すべり・急傾斜・海岸等）に係る事業評価業務

（６）配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、全ての手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務（特定後未契約のものを含む）をいう。

（７）技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

（８）業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

5. 担当部局

〒 418-0004 富士宮市三園平 1 1 0 0

国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所 調査・品質確保課

電 話 0544-27-5387 F A X 0544-27-5986

メールアドレス : nagai-k85aa@cbr.mlit.go.jp

6. 競争参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が3MBを超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送で提出すること。郵送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送、又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ①郵送又は電送する旨の表示
②郵送又は電送する書類の目録

③郵送又は電送する書類のページ数

④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：平成21年5月14日から平成21年5月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。
- ・提出先：5. と同じ。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を富士砂防事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加確認通知の日は、平成21年5月27日を予定する。

(5) その他

- ①競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。
- ④提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 5. と同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局富士砂防事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5. に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

8. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

1)基本事項評価(企業)

2)基本事項評価(技術者)

3)技術提案書

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は30点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値(評価値)をもって行う。

(3) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(4) 技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

①基本事項(企業)について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次		10

	の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		
	① 75点以上	10	
	② 70点以上75点未満	6	
	③ 65点以上70点未満	2	
	④ 60点以上65点未満	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じるものとする。 ア）営業停止又は指名停止期間処置後6ヶ月。 イ）文書注意後2ヶ月 ウ）口頭注意後1ヶ月		－5
	①処分を受けていない	0	
	②処分を受けている	－5	

②基本事項（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		5
	① 75点以上	5	
	② 70点以上75点未満	3	
	③ 65点以上70点未満	1	
	④ 60点以上65点未満	0	
技術者信頼度	平成16年以降の優良表彰の受賞の有無について以下のと		5

(優良表彰)	おり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		
	①優良表彰の受賞実績がある	5	
	②優良表彰の受賞実績がない	0	

③技術提案書

評価項目	評価基準	得点
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価業務の目的、条件、内容が簡潔に表現されており理解度が高い場合に優位に評価する。	15
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	15

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5. と同じ。

②質問の受付期間：平成21年5月14日から平成21年5月20日まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
9時00分から17時00分まで

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：富士砂防事務所 調査・品質確保課

②閲覧期間：回答の翌日から平成21年5月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

平成21年6月9日10時00分から平成21年6月10日12時00分まで。

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により富士砂防事務所総務部課まで持参すること。

(3) 開札の日時

開札は、平成21年6月11日10時00分に富士砂防事務所入札室にて行う。

11. 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と実施体制に矛盾等があり、整合性が図られていない。

15. 落札者の決定方法

- (1) 8. の記載の通り。
- (2) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (3) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (4) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の

- (1) から (3) について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次の①から④のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。
- ② 過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において管理技術者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。
- ③ 受注者が行う当該業務の照査に加え、第三者による照査を受注者の負担において実施する。

照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。
- 3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。
- 5) 第三者による照査を実施する技術者は、特記仕様書第15条照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第三者による照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第40条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による照査等を実施した者が責任を負うものではない。

- ④ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、本業務の完成から1年間とする。

（2）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

（3）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- （1）総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官」という。）に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- （2）上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない）以内に書面により行う。
- （3）受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ・受付場所：５．に同じ
- ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

18. 再苦情申立て

- (１) 契約担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、契約担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (２) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
 - ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

19. 手続きにおける交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務無）により契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金 無 部分払 無

22. 火災保険付保の要否 否。

23. 関連情報を入手するための照会窓口 ５．に同じ

24. 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添（A 4 判）のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(１) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－１）により作成するものとする。

(２) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－２～７）に示すとおりとし、以下に留意し作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
入札参加希望者の 業務拠点	・ 中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。 ・ 記載様式は様式－３とする。
入札参加希望者の 同種又は類似業務 の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、３件とする。 ・ 記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。
配置予定管理技術 者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 手持ち業務は平成21年５月１３日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式は様式－５とする。 なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
配置予定管理技術 者の同種又は類似 業務の実績	・ 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・ 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、３件とする ・ 記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」

	をA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。
業務実施体制	・1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ②各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。 ③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。 ④一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－7とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

②業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

（３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１０）に示すとおりとし、以下に留意し作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・ 本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－９とし、Ａ４判２枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－１０とし、Ａ４判１枚以内に記載する。

②既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1) 資 料 名：平成１６年度 富士山潤井川事業効果検討業務 報告書
平成１８年度 富士山沼川事業効果検討業務 報告書
平成２０年度 富士山南西野溪施設配置・除石計画検討業務 報告書
平成２０年度 富士山航空レーザ測量 報告書
- 2) 閲覧場所：５．と同じ。
- 3) 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（事前に５．の担当部局に連絡すること。）

25. 見積書の提出

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等の提出時に本業務に係る見積書の提出を行うものとする。

見積書は、様式－１２により作成すること。なお、様式－１２の内訳書については、適宜項目を追加・削除して作成すること。

26. その他の留意事項

- １） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ２） 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- ３） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- ４） 第１回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- ５） 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- ６） 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- ７） 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- ８） システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- ９） 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話０３－３５０５－０５１４
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、富士砂防事務所総務課 電話０５４４－２７－５２２１ へ連絡すること。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局富士砂防事務所長 三輪 賢志 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成２１年５月１３日付けで公告のありました「平成21年度 富士山潤井川事業
効果検討業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請
します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定する
者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商
号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切
手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局富士砂防事務所長 三輪 賢志 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地
〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体
△△(株) 役職名 氏名 印
〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成21年度 富士山潤井川事業効果検討業務

競争参加資格確認資料

連絡先	担当部署
	氏 名
	T E L
	F A X

平成21年5月13日付けで公告のありました「平成21年度 富士山潤井川事業効果検討業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送(締切日時必着)で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)			
⑤手持業務の状況（平成21年5月13日現在），契約金額500万円以上			
業務名（TECRIS登録番号）	発注機関	履行期間	契約金額
			(契約金額合計 万円)
⑥平成16年度から平成20年度の技術者の優良表彰			
表彰年度	業務名	発注者	表彰者

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：１社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載するものとする。

なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する

注２：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注３：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局富士砂防事務所長 三輪 賢志 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成21年度 富士山潤井川事業効果検討業務

技 術 提 案 書

連絡先	担当部署
	氏 名
	T E L
	F A X

平成21年5月13日付けで公告のありました「平成21年度 富士山潤井川事業効果検討業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送(締切日時必着)で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

実施方針

※ A 4 判 2 枚以内に記載する。

業務実施体制

※Ａ４判１枚以内に記載する。

平成21年度 富士山潤井川事業効果検討業務								
工 種	種 別	細 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
砂防調査・計画			式	1				
	事業効果検討		式	1				
		計画準備	式	1				第1号内訳書
		資料収集・整理	式	1				第2号内訳書
		砂防計画の整理	式	1				第3号内訳書
		想定氾濫区域の検討	式	1				第4号内訳書
		費用対効果分析	式	1				第5号内訳書
		総合検討	式	1				第6号内訳書
打合せ		説明資料作成	式	1			第7号内訳書	
		報告書作成	式	1			第8号内訳書	
			式	1				
	打合せ協議		式	1				
		設計協議	式	1				第9号内訳書

第 001 号 計画準備		1 式 当 り 内 訳 書						
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
	技師長		人					
	主任技師		人					
	技師A		人					
	技師B		人					
	技師C		人					
	技術員		人					
	計							

[illegible]

第 003 号		砂防計画の整理						1 式 当 り 内 訳 書			
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要				
	全体計画案の整理		式	1			第12号内訳書				
	30年程度の事業計画 の立案		式	1			第13号内訳書				
	計										
							</				

第 004 号		想定氾濫区域の検討					1 式 当 り 内 訳 書		
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
	技師長		人						
	主任技師		人						
	技師A		人						
	技師B		人						
	技師C		人						
	技術員		人						
	計								

第 005 号 費用対効果分析		1 式 当 り 内 訳 書					
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	技師長		人				
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
	技術員		人				
	計						

第 006 号 総合検討		1 式 当 り 内 訳 書						
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
	技師長		人					
	主任技師		人					
	技師A		人					
	技師B		人					
	技師C		人					
	技術員		人					
	計							

第 007 号 説明資料作成		1 式 当 り 内 訳 書					
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	技師長		人				
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
	技術員		人				
	計						

第 008 号 報告書作成		1 式 当 り 内 訳 書						
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
	技師長		人					
	主任技師		人					
	技師A		人					
	技師B		人					
	技師C		人					
	技術員		人					
	計							

第 009 号		設計協議		1		式 当 り 内 訳 書			
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
	技師長		人						
	主任技師		人						
	技師A		人						
	技師B		人						
	技師C		人						
	技術員		人						
	計								

第 010 号		土砂・洪水氾濫区域の検討のための資料					1 式 当 り 内 訳 書			
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
	技師長		人							
	主任技師		人							
	技師A		人							
	技師B		人							
	技師C		人							
	技術員		人							
	計									

第 011 号 費用便益分析のための資料		1 式 当 り 内 訳 書					
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	技師長		人				
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
	技術員		人				
	計						

第 012 号 全体計画案の整理		1 式 当 り 内 訳 書					
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	技師長		人				
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
	技術員		人				
	計						

第 013 号	30年程度の事業計画の立案	1 式 当 り 内 訳 書					
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	技師長		人				
	主任技師		人				
	技師A		人				
	技師B		人				
	技師C		人				
	技術員		人				
	計						

平成 21 年度 富士山潤井川事業効果検討業務

特記仕様書（案）

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、富士砂防事務所（以下「甲」という）が実施する「平成 21 年度 富士山潤井川事業効果検討業務」に適用する。

第 2 条 施行

本業務は、契約書、本特記仕様書及び設計業務等共通仕様書（調査及び設計契約関係規程集 平成 20 年 9 月）（以下「共仕」という）に基づき実施するものとする。

なお、「共仕」の一部改正については下記の URL を参照すること。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/kijyun/index.htm>

第 3 条 計画及び管理

受注者（以下「乙」という）は、提出した業務計画書に基づき適正な管理を行うものとする。

第 2 章 業務内容

第 4 条 業務目的

本業務は、富士砂防管内の潤井川流域において実施中の砂防事業を対象として、既存資料及びシミュレーションにより想定氾濫区域を検討し、合わせて費用対効果分析を行って事業効果を検討するための資料を得ることを目的とする。

第 5 条 調査対象範囲

業務の対象範囲は、猪の窪川、大沢川、足取川、風祭川、弓沢川、凡夫川の 6 溪流および潤井川本川とする。

第 6 条 業務内容

1. 計画準備

業務を円滑・確実に遂行するために、業務の作業方針の検討を行い、業務計画書・工程表を立案・作成する。

2. 資料収集・整理

業務の実施にあたり必要となる資料の収集・整理を行う。資料収集は、土砂・洪水氾濫区域の検討、費用便益分析に関するものについて行い、以下に示す事項に関する資料を収

集し整理する。

(1) 土砂・洪水氾濫区域の検討のための資料

既存の調査報告書等より、土砂・洪水氾濫区域の検討を行うために必要な資料を収集し整理する。

(2) 費用便益分析のための資料

既往の調査報告書、各種統計資料等より、費用便益分析を行うために必要な資料を収集し整理する。

3. 砂防計画の整理

(1) 全体計画案の整理

想定氾濫区域において、これまでに検討されてきた施設配置計画や計画流出量等、基本諸元に対し、従前の資料を基に、現状で整備された施設等を勘案・整理しつつ砂防基本計画で目標とする整備対象土砂量に対応する砂防施設の全体計画案を整理する。

(2) 30 年程度の事業計画の立案

事業効果を考慮した 30 年程度の事業計画を立案する。

4. 想定氾濫区域の検討

猪ノ窪川、大沢川、足取川、風祭川、弓沢川、凡夫川の 6 溪流および潤井川本川について、土砂流出により想定される土砂・洪水の氾濫区域をシミュレーションを行い、被害額計算のためのデータ（氾濫水深、氾濫土砂堆積深）を整理する。

5. 費用対効果分析

流域の社会条件、砂防計画、想定氾濫区域等をもとに各流域の砂防事業の効果（B）と費用（C）を算出する。費用対効果分析は「治水経済調査マニュアル（案）平成 17 年 4 月改正 国土交通省河川局」に準じ便益と費用を現在価値化する方法を用いる。分析では「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針 平成 16 年 2 月 国土交通省」に従い、全体事業、残事業、30 年間事業の分析を行う。

また、費用便益分析結果に大きな影響を及ぼす要因及び要因が変化した場合の費用便益分析結果への影響の大きさを把握するため、要因別感度分析を実施する。

6. 総合検討

費用対効果分析結果を基に潤井川水系の砂防事業について、貨幣換算が困難な効果も含めて①事業の必要性、②事業進捗の見込み、③コスト縮減や代替案の可能性についてとりまとめる。また、前回事業評価時点からの事業進捗、事業効果等についてとりまとめる。

7. 説明資料作成

潤井川水系の砂防事業効果を説明する資料を、パワーポイント等により作成する。資料は、図表や写真を使い、分かり易く簡潔に作成する。なお、作成途上において修正が生じた場合は、適宜対応するものとする。また、収集した資料を整理した結果をもとに想定問答を作成する。

8. 報告書作成

以上の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

第7条 貸与資料

「共仕」に示す発注者が受注者に貸与する資料は下記のとおりとする。

平成16年度 富士山潤井川事業効果検討業務 報告書

平成18年度 富士山沼川事業評価検討業務 報告書

平成20年度 富士山航空レーザ測量 報告書

平成20年度 富士山南西野溪施設配置・除石計画検討業務 報告書

第8条 打合せ協議

打合せ協議は、以下のとおりとし、その他必要が生じた場合は適宜行うものとする。

なお、打合せにおいて業務着手時と業務完了時には管理技術者が出席するものとする。

第1回 業務着手時

第2回 想定氾濫区域の検討終了時

第3回 費用便益分析終了時

第4回 説明資料作成時

第5回 業務完了時

第9条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」第1127条第1項に示すほか、下記に掲げるものとする。

① 想定氾濫区域の検討、② 費用対効果分析、③ 総合検討

2. 「共仕」第1127条第5項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

① 再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲

② 再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

第10条 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成20年5月）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) 成果品は、電子成果品とその他の資料とし、電子成果品は「要領」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はない。その他資料の提出方法は調査職員と協議すること。

なお、発注時に電子化されないもの若しくは、今後の業務執行において利活用されないものについては、受注者による電子納品のための電子化を義務づけるものではなく、電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）」【業務編】（平成17年8月）：（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。

また、発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料をCAD等電子化についての取り扱いは調査職員と協議すること。

「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は調査職員と協議の上決定するものとする。

- (3) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第11条 成果のとりまとめ

成果のとりまとめについては、「共仕」第1210条及び、「要領」、「CAD製図基準（案）」【平成20年5月】、「デジタル写真管理情報基準（案）」【平成20年5月】に従いとりまとめを行うものとする。

第12条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。また、提出場所は富士砂防事務所調査・品質確保課とする。

- | | |
|-------------------------|----|
| ・「要領」に基づき作成した電子成果（CD-R） | 2部 |
| ・その他調査職員が必要と認めたもの | 1式 |

「要領」で特に記載のない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。また、公印が必要な品質証明書の原本性の確認が必要となるものは、検査時に検査官に提示できるよう整理するものとする。

第13条 工期

本業務の実施期間は、契約締結日の翌日から平成22年3月15日までとする。

第14条 管理技術者

「共仕」第1106条 第3項に規定する業務経験は以下のとおりとする。また、同種類似業務の実績については、発注者としての総括調査業務又は主任調査業務（地方建設局委託業務等調査検査事務処理要領第4第一項）における実務経験も認める。

1. 平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。
2. R C C Mの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。

第15条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、別紙「業務における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第16条 疑義

本特記仕様書に疑義が生じた場合、及び定め無き事項については、調査職員と協議のうえ実施するものとする。

以 上

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

（関係法令等の遵守）

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。

4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。